

有効期間 5年(令和7年12月31日まで)

令和2年12月15日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
(生活安全総務課)

広島県警察「減らそう犯罪」推進要綱の制定について（通達）

本県では、平成15年1月1日に「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例が施行されて以降、4期にわたりアクション・プランを策定し、県民、事業者、ボランティア、関係団体、行政等多様な主体との協働・連携の下、同プランに基づく各種施策を展開して、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動を強力に推進してきた。

その結果、平成13年から平成14年にかけてピークに達した県内の刑法犯認知件数は、平成23年には戦後最少を記録し、その後も減少傾向を維持する等、「安全」、すなわち指数治安の改善という面では、大きな成果を上げてきたところである。

しかしながら、県民が不安に感じる侵入窃盗、社会情勢に応じて手口を変える特殊詐欺、インターネットの普及に伴うサイバー犯罪等が依然として発生する等、県民が真に「安心」を実感できる状況には至っていないのが現状である。

こうしたことから、これまでの運動で培ってきた「犯罪が起こりにくいまちづくり」への取組を更に進めるとともに、県民が不安に感じる犯罪を抑止し、「安心感」を高めることにより、県民だけでなく本県を訪れる誰もが「日本一の安全安心を実感できる広島県」を目指すことを基本的方向として、第5期行動計画となる『「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン』（計画期間：令和3年～令和7年）が策定された。

これを受け、本県警察においては、みだしの推進要綱を別添のとおり定め、令和3年1月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底するとともに、同プランの効果的な施策の推進に一層努められたい。

なお、広島県警察「減らそう犯罪」推進要綱の一部改正について（平成28年4月15日付け警察本部長通達）は、令和2年12月31日限り廃止する。

〔 本件担当 総合対策係
警 電  〕

広島県警察「減らそう犯罪」推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、令和3年からの「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動(以下「本運動」という。)の推進に当たり、広島県警察として取り組むべき方向性、推進体制等について、必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 警察における推進方針

「住む人 来る人 誰もが 日本一の安全安心を実感できる広島県」を実現するため、本運動の第5期行動計画である「『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プラン」に基づき、県民、事業者、ボランティア、関係団体、行政等多様な主体との協働・連携による「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」を両輪として、刑法犯認知件数の一層の低減等、県民の安全を確保する取組を進めるとともに、安心感の向上に資する取組を重点的に進め、本運動の更なる発展を図る。

(1) 安全安心なまちづくり

多様な主体が協働・連携した、

- “意識づくり” ～一人一人の犯罪抵抗力を育む対策～
- “地域づくり” ～地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策～
- “環境づくり” ～犯罪予防力の高い生活環境を整える対策～

の各種取組を通じて、安全安心なまちづくりを推進する。

(2) 安全安心をもたらす警察活動

不安に感じる犯罪への対応、子供・女性・高齢者等を守る取組、悪質重要犯罪・暴力団等組織犯罪対策の推進、サイバー空間の脅威への対応及び住民の安心感を高める警察活動の推進により、県民に安全安心をもたらす警察活動を展開する。

第3 推進体制

1 広島県警察「減らそう犯罪」推進本部

(1) 設置

警察における本運動の推進施策を総合調整し、犯罪抑止及び検挙対策(以下「犯罪抑止等対策」という。)を総合的かつ戦略的に推進するとともに、警察署の各種取組に対する指導・支援を効果的に実施するため、警察本部に、広島県警察「減らそう犯罪」推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(2) 構成及び構成員の任務

推進本部の構成及び構成員の任務については、別表第1のとおりとする。

(3) 対策の推進方策

有効な犯罪抑止等対策を講じるため、推進本部は基本計画を策定した上、計画に

従って対策を推進し、一定の期間ごとにその効果を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

なお、各部門にあつては、所掌する事務に従い、同計画に基づく取組を推進するとともに、取組結果等を検証すること。

2 推進本部の運営

(1) 設置

具体的かつ効率的な施策を決定及び推進するため、推進本部に広島県警察「減らそう犯罪」推進会議、広島県警察「減らそう犯罪」連絡会議及び広島県警察「減らそう犯罪」スタッフ会議(以下それぞれ「推進会議」、「連絡会議」及び「スタッフ会議」という。)を設置する。

(2) 推進会議等の任務、構成及び運営

推進会議、連絡会議及びスタッフ会議の任務及び構成については、別表第2のとおりとする。

なお、推進本部の運営は生活安全部生活安全総務課において行い、その担当業務は、広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)第13条の第2号から第4号までに定める分掌事務及び本運動に係る連絡調整等に関することとする。

3 減らそう犯罪情報官

(1) 設置

犯罪抑止等対策に有効な情報を集約、共有及び分析し、県民の視点に立った情報発信を推進するため、推進本部に細部に関する訓令24条に定める減らそう犯罪情報官(以下「情報官」という。)をもって当てる。

(2) 任務

情報官の任務は、別表第3のとおりとする。

(3) 各所属長との連携体制

情報官と各所属長が緊密に連携し、効果的な情報発信活動を実施するため、別表第3のとおり情報発信推進体制を編成する。

4 警察署「減らそう犯罪」推進本部

(1) 設置

警察署における本運動の推進施策を総合調整し、犯罪抑止等対策を効果的に推進するため、警察署に警察署「減らそう犯罪」推進本部(以下「署推進本部」という。)を置く。

(2) 構成及び運営

署推進本部は、警察署長を長とする挙署一体となった体制とし、その構成及び運営は警察署長が定める。

(3) 対策の推進方策

地域の実情に即した効果的な犯罪抑止等対策を講じるため、署推進本部は警察署実施計画を策定した上、計画に従って対策を推進し、一定の期間ごとにその効果を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

第4 推進上の留意事項

1 取組等の結果検証の徹底

各種取組の推進に当たっては、その成果及び課題について確実に検証し、これを次の計画策定等に反映させ、各種取組を定着・発展させること。

2 犯罪情報等の共有・分析及び積極的な発信の徹底

(1) 犯罪情報等の共有・分析

犯罪抑止等対策を効果的に推進するため、犯罪の発生状況、手口その他の犯罪の抑止に必要な情報の相互の共有を一層推進した上でこれを分析し、犯罪抑止等対策及び基本計画・実施計画の策定等に活用すること。

(2) 情報発信

分析結果により得られた情報については、各所属長において、県民を始め、事業者、ボランティア、行政等に対して積極的に発信することにより、意識の高揚及び自主防犯行動の促進を図ること。

3 その他

(1) 本部員及び各警察署長は、随時、各種対策の推進状況等につき、生活安全部生活安全総務課を通じて本部長に報告するものとする。

(2) 犯罪抑止等対策に係る各種取組の成果に関する評価については本部長が行い、必要の都度、賞揚を行う。

別表第1（広島県警察「減らそう犯罪」推進本部）

構 成		任 務
本部長	警察本部長	推進本部の業務を総括する。
統括 副本部長	生活安全部長	本部長を補佐し、推進本部の事務の全般的な調整を行うとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
副本部長	総務部長 警務部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長	本部長を補佐し、推進本部の事務を整理する。
推進本部 参事官	生活安全総務課長	本部長及び統括副本部長の命を受け、推進本部の事務を推進するほか、推進本部の事務について調整を行う。
本部員	総務課長 警務課長 地域課長 刑事総務課長 交通企画課長 公安課長	本部長、統括副本部長及び副本部長の命を受け、推進本部参事官と連携し、担当する事務を行う。

別表第2（推進会議，連絡会議及びスタッフ会議）

推 進 会 議	
任 務	犯罪抑止等対策に関する基本的な方針，推進事項等を審議し，総合的かつ戦略的な施策を決定する。
構 成	本部長，統括副本部長，副本部長，推進本部参事官及び本部長が指名する本部員をもって構成する。
運 営	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議は，本部長が必要の都度招集し，その議事を主宰する。 2 本部長は，必要があると認めるときは，会議の構成員以外の者に対し，出席を求めることができる。
連 絡 会 議	
任 務	推進会議の決定・指示等の下，犯罪抑止等対策の推進状況の報告，部門間の連携等具体的な推進事項等の協議及び推進上の問題点を検討する。
構 成	統括副本部長，推進本部参事官，本部員，生活安全総務課管理官及び減らそう犯罪情報官をもって構成する。
運 営	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議は，統括副本部長が必要の都度招集し，その議事を主宰する。 2 統括副本部長に事故があるときは，推進本部参事官が会議を招集し，その議事を主宰する。 3 統括副本部長は，必要があると認めるときは，会議の構成員以外の者に対し，出席を求めることができる。
ス タ ッ フ 会 議	
任 務	推進会議及び連絡会議の決定等に基づき，犯罪抑止等対策の推進状況，問題点等細部事項を検討し，具体的対策等に関する推進本部の施策決定について，これを補佐する。
構 成	推進本部参事官，生活安全総務課管理官，減らそう犯罪情報官及び各本部員が所属する課等の職員のうち，当該本部員が指定した者（課長補佐相当職以上にある者）をもって構成する。
運 営	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議は，推進本部参事官が必要の都度招集し，議事を主宰する。 2 推進本部参事官に事故があるときは，生活安全総務課管理官が会議を招集し，その議事を主宰する。 3 推進本部参事官は，必要があると認めるときは，会議の構成員以外の者に対し，出席を求めることができる。

別表第3（減らそう犯罪情報官の任務及び情報発信推進体制）

<p>減らそう犯罪情報官</p>		<p>情報発信活動推進者</p>
<p>（任務）</p>	<p>連 携</p>	<p>各所属長</p>
<p>1 犯罪抑止等対策に係る情報発信の全般的な企画，推進及び連絡調整に関すること。</p>		<p>（任務） 情報官と連携し，担当する事務に係る情報発信の企画及び推進を行う。</p>
<p>2 県民の視点に立った情報発信を行うための犯罪情報の集約，分析等に関すること。</p>		<p>情報発信活動担当者</p>
<p>3 県民に対する犯罪情報の提供に関すること。</p>		<p>課の次席，副隊長及び副校長並びに警察署の副署長又は次長</p>
<p>4 県民からの犯罪情報等の収集に関すること。</p>		<p>（任務）</p>
<p>5 警察署に対する指導に関すること。</p>		<p>情報発信活動推進者を補佐し，所属における具体的な情報発信事項の選定並びに情報発信活動の企画及び推進を行う。</p>
<p>6 県民の関心の高まり具合の確認に関すること。</p>		